

第5回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成18年3月23日(木)午後2時~午後4時30分
- 2 場 所 長野県庁議会棟401号会議室
- 3 出席者
(委 員) 大門会長、磯部委員、石坂委員、齋藤委員(富田委員は欠席)
(事 務 局) 小林課長、岸田係長、宮原企画員、羽生企画員、神原主任
- 4 議 題
(1) 継続案件の審議
(2) 新規意見聴取案件の報告・審議
新規提出案件49件 49件について承認等をした
第3回審査会提出案件のうち 149件について承認等をした
第4回審査会提出案件のうち 84件について承認等をした
- 5 議事経過
別紙(概要)のとおり審議を行った。

(別紙：概要)

会 長： それでは審議会を開会します。
継続中の案件について順次審議を行います。
まず、監査委員の案件から行いたいと思います。

事務局： (内容を説明。)
(対象公文書を回覧。)

(各委員 承認)

会 長： この件は、承認ということで処理したいと思います。
続きまして県立病院の関係ですが、被保険者の相続人または遺族への通知が可能かどうかということについて、説明を求めます。

事務局： 実施機関から裁判所に連絡がつかないため、次回の審議会で報告させていただきたい。

会 長： それはその通りにしましょう。
続いて、県警本部の関係の継続案件について、回答が寄せられていますが、いかがでしょうか。

委 員： 案件番号273番の「警衛警護に関する事務」に関する登録簿の作成については、概ね適当ではあるが、警備等される者に対して、危害を加えることが具体的に想定されない者や団体の構成員の所属団体、日常生活などの不必要に詳細な情報を取得することはないということを明記しておくべきではないか。

事務局： その旨、登録簿の備考欄に明記すべきであるということ、実施機関への意見書に記載します。

委 員： 案件番号365番の「警察官の職務に協力援助した者の災害給付事務」に関する本人外収集の通知省略については、災害給付の可否についての審査対象者以外の者から、本人の情報を収集した事実等を本人に対して通知することにより、この事務の円滑な実施に具体的な支障が生ずるとは認めることはできないのではないか。

むしろ、審査の結果、協力援助者と認めずに災害給付をしない決定をした場合

は、その判断に至った理由の一環として本人以外の者から情報を収集した事実等を示すべきではないか。

会 長： この件については、不承認ということにします。

委 員： 案件番号409番から414番の本人外収集、本人外収集の通知の省略、センシティブ情報、目的外利用、目的外提供、目的外利用・提供通知の省略については、個人情報保護条例の規定において、審議会の意見を聴いた上で本人以外からの収集や収集目的以外の提供等の例外的な取扱いを認めているものである。

したがって、「警察の責務を遂行するために必要であり、かつ、当該個人情報の本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合」というような、概括的・抽象的な内容の事務について例外的な取扱いを認めることは、条例の趣旨を没却するおそれがあるのではないか。

実施機関は、「警察の責務を遂行するために必要であり、かつ、当該個人情報の本人の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合」の内容を精査して、事務の捉え方を工夫したり、類型化に努めるなどしてその内容をさらに明確化するべきではないか。

また、個人情報取扱事務登録簿の作成についても検討すべきではないか。

会 長： この件については、不承認ということにします。

委 員： 案件番号420番の「刑事訴訟法その他刑事関係法令に基づく犯罪捜査に関する事務」に関する目的外提供については、概ね適当ではあるが、個人情報の提供にあたっては、公表する個人情報が被害者に関するものである場合には当該被害者等の同意に配慮することが必要ではないか。

また、被疑者等の個人情報を公表する場合も公表により得られる公益と、公表することにより害される可能性のある個人のプライバシーや捜査遂行上の支障とを比較衡量して慎重に行われるべきではないか。

実施機関は、松本サリン事件における捜査機関の不適切な対応などの事例を踏まえて、犯罪の嫌疑が相当程度において認められない場合は、原則として個人情報の提供は行うべきではないのではないか。

事務局： その旨、実施機関への意見書に記載します。

委 員： 案件番号421番の「刑事訴訟法その他刑事関係法令に基づく犯罪捜査に関する事務」に関する目的外利用・提供通知の省略については、犯罪被害者以外の者

に対する通知を省略することは適当と認める。

事務局： その旨、実施機関への意見書に記載します。

委員： 案件番号211番の「少年関係法令に基づく少年警察活動に関する事務」については、このまま承認することはできないと思います。

会長： 継続審議とし、問題点を実施機関に確認したいと思います。
次に、新規の意見聴取案件について審議します。
事務局から報告をお願いします。

事務局： 本日、新規に意見聴取をお願いする案件は49件です。
うち、1件は家庭裁判所からの送付嘱託による依頼でして、その他の48件は、前回、知事部局の人材活用チームが意見聴取を行い「承認」頂いた案件と同様のものとして、知事部局以外の実施機関からの意見聴取となります。
内容は『職員の所属、職及び氏名』については、原則として誰にでも提供することができるようにしたい、とするものです。

(各委員 承認)

会長： 本日の審議会は、以上で終了します。